(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してアゼルバイジャン共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してアゼルバイジャン共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(3)　アゼルバイジャン共和国政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してアゼルバイジャン共和国において課されるすべての付加価値税を負担する。

8　アゼルバイジャン共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びアゼルバイジャン共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　アゼルバイジャン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアゼルバイジャン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のアゼルバイジャン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年二月九日にバクーで

アゼルバイジャン共和国駐在

日本国特命全権大使　大木正充

アゼルバイジャン共和国

副首相　アビド・シャリホフ閣下

（アゼルバイジャン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をアゼルバイジャン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のアゼルバイジャン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年二月九日にバクーで

アゼルバイジャン共和国

副首相　アビド・シャリホフ閣下

アゼルバイジャン共和国駐在

日本国特命全権大使　大木正充閣下

○農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木地子原字新湯六九九から七〇一まで・七〇三から七〇七まで・七〇七の一・七〇八・七〇九・七〇九の一・七一〇から七一二まで・七一四から七一六まで・七二〇・七二一・七二三・七二三の一・字野谷八五九・八六〇・八六二の二・八六三（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）、八六二の一、八六四から八六九まで、八六九の二、八七〇、字西山八七一、八七一の一・八七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字新湯六九九から七〇一まで、七〇三から七〇七まで、七〇七の一、七〇八、七〇九、七〇九の一、七一〇から七一二まで、七一四から七一六まで、七二〇、七二一、七二三、七二三の一、字野谷八五九、八六〇、字西山八七一の一、八七四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町加都字上山一〇〇・一〇一・一〇四・一一八・一八五から一八七まで・一八九・一九一の一・字ヲヤシキ一七八一・一七八七・一七八八・字上山田一七九四の一・一七九四の二・一七九七・一七九八・一八〇〇（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、一七九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字上山一〇〇、一〇一、一〇四、一一八、一八五から一八七まで、一八九、一九一の一（次の図に示す部分に限る。）、字ヲヤシキ一七八一、一七八七、一七八八、字上山田一七九四の一・一七九四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七九七、一七九八、一八〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町草木字向山五八の三、五八の四、山崎町段字亀ケ尾八二七の二・八二七の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八二七の二一、八二七の二三、加東市岩屋字谷ノ垣内六〇九の三〇、六〇九の三一、六〇九の三五、六〇九の六一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆